

件名	教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例														
主管課	義務教育課														
根拠法令等	平成29年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しについて（平成29年4月3日 文部科学省初等中等教育局長通知）														
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>国が進めているメリハリある教員給与体系の推進等の取組を踏まえ、本県においても、勤務実態に即した教員給与体系を推進するため、部活動指導業務等に係る教員特殊業務手当を、義務教育費国庫負担金の算定基準に準拠して改正する。</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">業務の区分</th> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学旅行等の引率業務（泊を伴うもの）</td> <td style="text-align: center;">4,250円</td> <td style="text-align: center;">5,100円</td> </tr> <tr> <td>対外運動競技等における児童生徒の引率指導業務（泊を伴うもの又は週休日等に行うもの）</td> <td style="text-align: center;">4,250円</td> <td style="text-align: center;">5,100円</td> </tr> <tr> <td>学校の管理下において行われる部活動における児童生徒の指導業務（週休日等に行うもの）</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">3,600円</td> </tr> </tbody> </table>				業務の区分	現行	改正後	修学旅行等の引率業務（泊を伴うもの）	4,250円	5,100円	対外運動競技等における児童生徒の引率指導業務（泊を伴うもの又は週休日等に行うもの）	4,250円	5,100円	学校の管理下において行われる部活動における児童生徒の指導業務（週休日等に行うもの）	3,000円	3,600円
業務の区分	現行	改正後													
修学旅行等の引率業務（泊を伴うもの）	4,250円	5,100円													
対外運動競技等における児童生徒の引率指導業務（泊を伴うもの又は週休日等に行うもの）	4,250円	5,100円													
学校の管理下において行われる部活動における児童生徒の指導業務（週休日等に行うもの）	3,000円	3,600円													
施行日	平成30年4月1日														
<p><b>【その他参考事項】</b></p>															